

一宮市保育所移管先事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「一宮市保育所の民間移管実施基準」に基づき、市が公募する公立保育所の移管先事業者(以下「事業者」という。)の選定にあたり、公正かつ適正に実施するための一宮市保育所移管先事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ事業者の選定について協議し、その結果を市長に答申するものとする。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業者を選定するための評価方法・評価基準の審査
- (2) 応募者より提出された書類の審査
- (3) 応募者のヒアリングにかかる審査
- (4) 応募者の評価及び事業者の選定
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業者に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 保育・幼児教育に関する学識経験者
- (2) 公認会計士、税理士その他の会計に関し専門的知識又は経験を有する者
- (3) 建築物の設計・工事監理に関し専門的知識又は経験を有する者
- (4) 保育に関し専門的知識又は経験を有する者
- (5) 市内保育所の保護者会の役員その他これに類する者
- (6) 民生委員・児童委員

3 前項に定める委員は、市長の諮問の都度選任する。

4 委員は、一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)第1条に規定する市職員から委嘱された者を除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、1回目の会議については子ども家庭部保育課長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は別途協議する。
- 5 委員長は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業者の選定に必要な事項は、委員会に諮り、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市保育所移管先事業者選定委員会委員

第4条第2項第1号 (保育・幼児教育に関する学識経験者)	大学教授 (2名)
第4条第2項第2号 (公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者)	公認会計士 (1名)
第4条第2項第3号 (建築物の設計・工事監理に関し専門的知識又は経験を有する者)	一級建築士 (1名)
第4条第2項第4号 (子どもの保育に関し専門的知識又は経験を有する者)	保育士 (1名)
第4条第2項第5号 (市内保育所の保護者会の役員の代表その他これに類する者)	保護者代表 (1名)
第4条第2項第6号 (民生委員・児童委員)	主任児童委員 (1名)